

函 総 災
令和4年5月10日

報道機関各位

函館市総務部

大間原発建設差止訴訟 第27回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第27回口頭弁論が行われますので、お知らせします。
また、今回提出した準備書面については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第27回口頭弁論

1 日 時 令和4年5月11日（水） 15:00

2 場 所 東京地裁103号法廷

3 内 容 訴訟代理人が、準備書面にに基づき補足説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

準備書面(45) 下北半島の海成段丘面の存在を踏まえた下北半島の隆起について、この原因が大間北方沖活断層によるものであり、その存在や大間原発に与える影響、また、これを前提としていない基準地震動の設定や施設の耐震設計が不合理であることを主張するもの。

証拠説明書(43) 準備書面(45)に関する証拠を説明するもの。

準備書面(46) 近年、国内外で大規模な海底火山の噴火が続いており、海底火山が原発に与えるリスクや、そもそもの火山影響評価のあり方について、見直しが必要であることを主張するもの。

証拠説明書(44) 準備書面(46)に関する証拠を説明するもの。

準備書面(47) ロシアによるウクライナの原発攻撃により、そのリスクが再度確認されたところであるが、誰でも航行可能な公海を含む津軽海峡に面している大間原発は、特に危険性が高いことを主張するもの。

証拠説明書(45) 準備書面(47)に関する証拠を説明するもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 鶴岡
0138-21-3648